

県南広域振興局長告示第95号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関の指定に係る事業所の所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年5月30日

県南広域振興局長 勝 部 修

1 訪問介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
特定非営利法人一 関ケアセンター	一関市狐禅寺字大平 105番地15	一関ケアセンター	一関市真柴字吉ヶ沢 20番95	一関市狐禅寺字大平 105番地15	平成18年1 月26日

2 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
医療法人社団仁愛 会	一関市中央町二丁目 3番18号	一関訪問看護ステ ーション	一関市中央町二丁目 3番18号	一関市山目町5番8号	平成20年4 月1日

3 介護予防訪問看護

介護予防事業者		介護予防事業所			変更年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地		
			変更前	変更後	
医療法人社団仁愛 会	一関市中央町二丁目 3番18号	一関訪問看護ステ ーション	一関市中央町二丁目 3番18号	一関市山目町5番8号	平成20年4 月1日